

佐賀県告示第 228 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、令和 7 年 10 月 30 日から施行する。

令和 7 年 10 月 29 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 N－（2－メチルフェニル）－N－〔1－（2－フェニルエチル）ピペリジン－4－イル〕プロパンアミド（通称名：ortho-Methylfentanyl、o-Methylfentanyl）及びその塩類
- (2) 化学名 2－〔2－〔（4－エトキシフェニル）メチル〕－5－メチル－1H－ベンゾ〔d〕イミダゾール－1－イル〕－N，N－ジエチルエタン－1－アミン（通称名：5-Methyl etodesnitazene、Etomethazene）及びその塩類
- (3) 化学名 3－〔2－（ジメチルアミノ）エチル〕－1H－インドール－4－イル＝プロピオナート（通称名：4-PrO-DMT）及びその塩類

2 指定の理由

条例第 2 条第 6 号に掲げる薬物に該当し、人の健康に被害が生ずると認められ、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。